

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易一般保険（個別）手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00031 <u>沿革 平成29年6月13日 一部改正</u></p> <p>貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。ただし、貿易一般保険包括保険の各特約書の対象となる輸出契約等に係る事項については、別に定める各手続細則によるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">貿易一般保険（個別）手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00031</p> <p>貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）に基づく申込みその他保険契約に関する手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。ただし、貿易一般保険包括保険の各特約書の対象となる輸出契約等に係る事項については、別に定める各手続細則によるものとする。</p>	
<p>第1条 （略）</p>	<p>第1条 （略）</p>	
<p>（申込み）</p> <p>第2条 貿易一般保険の申込みを行おうとする者は、輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約（以下「輸出契約等」という。）の締結日（契約発効条件付きの場合は発効日）<u>以降、船積日から起算して5営業日を経過する日まで</u>かつ技術提供開始日<u>から起算して5営業日を経過する日まで</u>（ただし、貿易一般保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045。以下「運用規程」という。）第1条第20号に規定するストックセールスについては、運用規程第22条第1号に定める輸出契約の締結日<u>以降、貨物を引き渡す日から起算して5営業日を経過する日まで</u>）に別紙様式第1 - 1、別紙様式第1 - 2又は別紙様式第1 - 3による貿易一般保険申込書（以下「申込書」という。）に輸出契約等を証する書類の写し（別紙様式第1 - 3による申込みを行う場合に限る。）を添付し、日本貿易保険の本店又は大阪支店（技術提供契約又は知的財産権等特約（輸出契約又は仲介貿易契約）を付す案件にあっては本店に限り、前条の規定に従って内諾を取得した案件にあっては内諾申請書を提出した方に限る。以下「本店等」という。）に提出（提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。ただし、日本貿易保険が当該申込みに関する追加の書類の提出を求めたときは、申</p>	<p>（申込み）</p> <p>第2条 貿易一般保険の申込みを行おうとする者は、輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約（以下「輸出契約等」という。）の締結日（契約発効条件付きの場合は発効日）<u>から1月以内であって、船積の前日まで</u>かつ技術提供開始の<u>前日まで</u>（ただし、貿易一般保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00045。以下「運用規程」という。）第1条第20号に規定するストックセールスについては、運用規程第22条第1号に定める輸出契約の締結日<u>から1月以内であって、貨物を引き渡す日の前日まで</u>）に別紙様式第1 - 1、別紙様式第1 - 2又は別紙様式第1 - 3による貿易一般保険申込書（以下「申込書」という。）に輸出契約等を証する書類の写し（別紙様式第1 - 3による申込みを行う場合に限る。）を添付し、日本貿易保険の本店又は大阪支店（技術提供契約又は知的財産権等特約（輸出契約又は仲介貿易契約）を付す案件にあっては本店に限り、前条の規定に従って内諾を取得した案件にあっては内諾申請書を提出した方に限る。以下「本店等」という。）に提出（提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。ただし、日本貿易保険が当該申込みに関する追加の書類の提出を求めたときは、申込みを行おうとする者は遅滞なく提出するものとする。この場</p>	

新	旧	備考
<p>込みを行おうとする者は遅滞なく提出するものとする。この場合において、一の輸出契約等で、輸出貨物若しくは仲介貿易貨物の代金若しくは賃貸料若しくは技術の提供若しくはこれに伴う役務の提供の対価（以下「代金等」という。）が2以上の通貨で決済される場合、貨物の仕向地が2以上にわたる場合又は貨物の輸出、販売若しくは賃貸に付随して役務の提供が含まれ、かつ、その対価が契約上明記されている場合は、保険料算定上決済金額を分割し、申込書を提出するものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>合において、一の輸出契約等で、輸出貨物若しくは仲介貿易貨物の代金若しくは賃貸料若しくは技術の提供若しくはこれに伴う役務の提供の対価（以下「代金等」という。）が2以上の通貨で決済される場合、貨物の仕向地が2以上にわたる場合又は貨物の輸出、販売若しくは賃貸に付随して役務の提供が含まれ、かつ、その対価が契約上明記されている場合は、保険料算定上決済金額を分割し、申込書を提出するものとする。</p> <p>2 （略）</p>	
<p>第3条～第5条 （略）</p>	<p>第3条～第5条 （略）</p>	
<p>（保険契約の訂正等）</p> <p>第6条 保険契約者は、<u>申込み又は内容変更等の通知の内容を訂正しようとするときは、原則として内容変更等通知期限までに、別紙様式第2 - 3又は第2 - 4による貿易一般保険訂正承認申請書に当該訂正の必要性を証する書類（別紙様式第2 - 4により申請を行う場合に限る。）を添付し、本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該訂正に関する追加の書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく当該追加書類を提出するものとする。</u></p>	<p>（保険契約の訂正等）</p> <p>第6条 保険契約者は、<u>申込書の記載事項の誤記を訂正しようとするときは、内容変更等通知期限までに、別紙様式第2 - 3又は第2 - 4による貿易一般保険訂正承認申請書に当該訂正の必要性を証する書類（別紙様式第2 - 4により申請を行う場合に限る。）を添付し、本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該訂正に関する追加の書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく当該追加書類を提出するものとする。</u></p>	
<p>第7条～第22条 （略）</p>	<p>第7条～第22条 （略）</p>	
<p>（回収に要した費用の負担）</p> <p>第23条 <u>約款第36条第3項の規定に基づき回収費用の負担を日本貿易保険に申請する者は、別紙様式第20による貿易一般保険回収費用負担申請書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日から原則として6月ごとの日本貿易保険が指定した月に本店に提出するものとする。</u></p> <p>2 （略）</p>	<p>（回収に要した費用の負担）</p> <p>第23条 <u>約款第36条第3項の規定に基づき回収費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第20による貿易一般保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日から原則として6月ごとの日本貿易保険が指定した月に本店に提出するものとする。</u></p> <p>2 （略）</p>	

新	旧	備考
第24条～第28条（略）	第24条～第28条（略）	
<u>附 則</u> <u>この改正は、平成29年6月30日から実施する。</u>		
別表1～別表6（略）	別表1～別表6（略）	